

『三鷹市の教育に関する大綱(改定案)』の意見募集

☎企画経営課☎内線2151

この大綱は、市の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の方針として定めるものです。改定案の全文は2月7日(金)から市ホームページでご覧になれるほか、相談・情報課(市役所2階)、市政窓口、市民協働センター、コミュニティセンター、図書館で閲覧できます。

◆みなさんのご意見をお寄せください

2月16日(日)(必着)までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)とご意見を直接または郵送、ファクス、電子メールで「〒181-8555企画経営課」(市役所3階)・FAX 48-1419・✉kikaku@city.mitaka.lg.jpへ

風しん抗体検査の無料クーポン券をご利用ください

☎健康推進課☎内線4203

公的な風しんの予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日～54年4月1日生まれの男性を対象に、風しんの抗体検査と予防接種を無料で実施します。

クーポン券送付時期

- ①昭和47年4月2日～54年4月1日生まれの男性市民＝昨年6月に送付済み
②昭和37年4月2日～47年4月1日生まれの男性市民＝4月上旬
※①再発行を希望する方、②3月までの受診を希望する方は同課へご連絡ください。

実施期間(令和元年度)

- 抗体検査＝3月20日(金・祝)まで 予防接種＝3月31日(火)まで
※予防接種は抗体検査の結果、抗体が不十分と診断された方のみ。
☎市内および全国の実施医療機関
※実施医療機関は、クーポン券に同封の一覧または市ホームページ、厚生労働省ホームページ [HP](https://www.mhlw.go.jp/) <https://www.mhlw.go.jp/>をご覧ください。
☎クーポン券、本人確認書類(免許証、保険証など)、予防接種を受ける場合は抗体検査の結果が分かる書類
☎事前に予約のうえ、実施医療機関へ

自費での抗体検査と予防接種の費用を助成します(償還払い)

- 上記対象者で、市がクーポン券を送付するまでの期間(昨年4～6月)に抗体検査または予防接種を受けた方に対して費用を助成します(限度額あり)。
☎3月31日までに医療機関で発行された領収書(検査方法、ワクチン名の記載があるもの)・銀行口座が分かるもの・印鑑(スタンプ印不可)・本人確認書類を同課(元気創造プラザ2階)へ

自転車事故・交通災害に備えて「ちょこっと共済」に加入しましょう

☎道路交通課☎内線2884

ちょこっと共済(東京都市町村民交通災害共済)は、住民が会費を出し合い、交通事故に遭ったときに見舞金を受けられる制度です。会員が交通災害で死亡した場合は見舞金に加え、中学生以下のお子さん1人につき年額12万円の交通遺児年金が支給されます。

◆二つの選べるコース

- Aコース 年額1,000円 最高300万円の見舞金
Bコース 年額 500円 最高150万円の見舞金

◆加入期間 4月1日～令和3年3月31日

- ☎2月3日(月)から市政窓口、指定金融機関へ
※2月中旬に加入申込書付きのパンフレットを全世帯に配布します。

◇ちょこっと共済は「自転車損害賠償保険等」に含まれません

都内では4月1日から対人賠償を補償する自転車保険(自転車損害賠償保険等)への加入が義務化されるため、ちょこっと共済とは別に加入が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

確定申告はお早めに — 提出は3月16日(月)まで

☎武蔵野税務署☎53-1311

武蔵野税務署で申告書作成会場を開設します

- ☎2月17日(月)～3月16日(月)午前8時30分～午後4時(土・日曜日を除く)
※2月24日(月・休)、3月1日(日)は開場します(電話相談や国税の領収、納税証明書の発行は行いません)。
☎同署(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1) ※同署の駐車場は利用できません。

国税庁ホームページで申告書を作成できます

同庁ホームページ [HP](http://www.nta.go.jp/) <http://www.nta.go.jp/>の「確定申告書等作成コーナー」で、所得税などの申告書が簡単に作成できます。作成した申告書は、印刷して税務署に提出できるほか、e-Tax(電子申告)で送信することもできます。

便利なe-Taxをご利用ください

- 二つの方式から利用手続きを選べるようになりました。
①マイナンバーカード方式……マイナンバーカードとICカードリーダーライター(家電量販店などで販売)を使って申告します。
②ID・パスワード方式……税務署発行のID・パスワードを受け取り、申告します。

転出・転入の手続きにも便利な マイナンバーカードを ご利用ください

☎市民課☎内線2326

マイナンバーカードは、希望者に交付している顔写真付きICカードです。12桁のマイナンバーの確認はもちろん、公的な本人確認書類として、転出・転入の手続きにも利用できます。

◆特例転出・特例転入のご案内

市区町村をまたいで引っ越しをする場合、通常は転出元の市区町村で転出手続きを行い、転出証明書の交付を受けて、転入先の市区町村へ転入届と一緒に提出します。マイナンバーカードをお持ちの方は、特例により、転出手続きの際に転出証明書の交付を受けることなく、転入手続きを行うことができます。

例えば三鷹市から転出する場合、マイナンバーカードをお持ちの方が郵送で転出届を提出し、三鷹市での住民記録処理が終わると、転入先の市区町村にマイナンバーカードを持参することで転入手続きを行うことができます。郵送で転出手続きを行う方は、「特例による転出届」(市ホームページで入手)と「マイナンバーカード(表面)のコピー」を同課へ送付してください。

※国外への転出や転出した日から14日を超えている場合などは対象になりません。

マイナンバーカードの取得方法

- ①交付の申請 通知カードに同封の交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼付のうえ同封の返信用封筒で郵送してください。インターネットによるオンライン申請もできます。
②交付通知書が届きます 1カ月半ほどで、市役所から交付通知書をお送りします。
③カードの受け取り 受取日(土曜日は要予約)に本人が、交付通知書と通知カード、運転免許証などの本人確認書類をマイナンバー特設窓口(市役所1階4番窓口)へ持参してください。通知カード(あれば住民基本台帳カードも)と引き換えて、マイナンバーカードを交付します。



マイナちゃん

家庭用生ごみ処理装置の 購入費の一部を助成します

☎ごみ対策課☎内線2534

処理した生ごみは、堆肥として園芸や家庭菜園に利用でき、臭いも抑えられます。ごみの減量・資源化にお役立てください。

- ☎市民・市内事業者で、3,000円以上(消費税、付属品、送料、販売店のポイントサービスなどの割引分を除く)のコンポスト容器または家庭用生ごみ処理機を購入し、市内に設置した方(助成は1基まで)
※ディスプレイ、業務用生ごみ処理機は対象外。

◆助成金額 購入金額の2分の1(上限20,000円、1,000円未満は切り捨て)

- ☎購入後1年以内に、①販売店発行の領収書(購入日・商品名・金額・購入者名の記載があるもの。通信販売などで購入の場合も領収書が必要)、②メーカー発行の保証書(購入日・商品名の記載があるもの)、③印鑑(ゴム印不可)、④購入者本人の口座が分かるものを同課(第二庁舎2階)へ

